

死亡等による消除【様式第4号】

介護支援専門員が亡くなったり、欠格事由に該当した場合、届出義務者により登録の消除を行う必要があります。

1 介護支援専門員に生じた届出事由及び届出義務者

	介護支援専門員に生じた事由	届出義務者
(1)	死亡	相続人
(2)	成年被後見人又は被保佐人になった	成年後見人又は保佐人
(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当した	本人
(4)	介護保険法その他介護保険法施行令第35条の2で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当した	

2 必要書類

	必要書類	留意点
①	様式第4号（介護支援専門員死亡等届出書）	プリントアウトできない場合は「様式第4号請求」と朱書きのうえ、返信用封筒と82円切手を同封して郵送してください。
②	1-(1)の場合	該当する書面の添付が必要です。
	1-(2)の場合	
	1-(3)(4)の場合	
③	介護支援専門員証の <u>原本</u>	紛失された方は必ず申請書の下段にも署名・捺印してください。

3 チェックリスト（申請前に必ずご確認ください。）

確認事項	チェック欄
(1) 記入漏れ、押印漏れはありませんか。	
(2) 必要書類①～③は全て揃っていますか。	
(3) 介護支援専門員証は添付していますか。紛失されている場合、申請書下段にも署名・捺印はありますか。	

4 提出先

兵庫県健康福祉部高齢政策課 計画・審査班
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
 TEL 078-341-7711（内線3108, 3109, 3110）

※提出の際、郵便の種類は特に指定しておりません。